

## 建築基準法第51条の規定による汚泥、廃プラスチック類、その他産業廃棄物の 焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

### 【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、産業廃棄物の焼却施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物(建築基準法施行令第130条の2の3工業専用地域内では、汚泥の焼却施設10m<sup>3</sup>/日、廃プラスチック類の焼却施設1t/日、産業廃棄物の焼却施設6t/日を超える場合)は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

### 【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力)
株式会社松尾環境 代表取締役社長 安田 貴彦	北九州市若松区 響町一丁目62番41号 (工業専用地域)	敷地面積 5,174.99 m <sup>2</sup>	産業廃棄物処理施設の種類 ・汚泥の焼却施設(m <sup>3</sup> ) ・廃プラスチック類の焼却施設(t) ・その他産業廃棄物の焼却施設(t) 処理量【日(24時間)】 42.72 33.84
		建築面積 1,910.60 m <sup>2</sup> (申請部分 1,910.60 m <sup>2</sup> )	
		延床面積 3,006.87 m <sup>2</sup> (申請部分 3,006.87 m <sup>2</sup> )	産業廃棄物の焼却(混合) 紙くず 47.00 木くず 47.00 繊維くず 47.00 動植物性残渣 47.00 動物系固形不要物 47.00 ゴムくず 38.88 動物のふん尿 47.00 動物の死体 47.00 感染性廃棄物 38.16

### 【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者のグループ会社では、若松区響町地区において、医療関連事業及び北部九州地区において、医療廃棄物の収集運搬事業を行っている。昨今、医療現場からは、多種多様な医療廃棄物が発生しており、新型コロナウイルス感染症により、今後さらに医療廃棄物の排出量が増加すると予想されるため、申請者は医療廃棄物の中間処理施設(焼却施設)を北九州市響灘地区に建築することとなった。

医療廃棄物は、廃プラスチック類、その他産業廃棄物に該当し、今後汚泥(飲食店等で発生する油の排水処理の過程で発生する泥状の物質)についても焼却を行う予定である。

今回申請者が新規事業を計画しており、焼却施設の一日あたりの処理能力が、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、建築基準法51条ただし書の規定による許可を申請するものである。